

告 示

埼玉県選管告示第六十四号

平成二十七年四月二十六日執行の狭山市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

平成二十七年九月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

裁 決 書

審査申立人 丹 羽 國 臣

上記審査申立人から平成27年7月8日付けで提起された同年4月26日執行の狭山市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

1 審査の申立ての趣旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成27年4月26日執行の狭山市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選人矢馳一郎（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めた異議の申出について、狭山市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が同年6月30日付けで申立人の異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服として、当委員会に対し、原決定を取り消すとの裁決を求める、というものである。

2 審査の申立ての理由

申立人は、平成27年1月26日以前から狭山市内に引き続き住所を有しておらず、本件選挙の被選挙人たる資格を有していないことは明らかであるから、当選人の当選を有効とした原決定を取り消すべきと主張している。

その理由を要約すれば、次のとおりである。

(1) 市委員会の審理不足について

市委員会は原決定を行うに当たり、申立人に対する口頭意見陳述の際に録音記録を取らず、申立人からの再度の口頭意見陳述を拒否している。また、当選人に関する家族の居住地調査及び近隣住民への聴取調査を行っておらず、当選人のみの証言で判断し、家族や関係人の出頭や証言を求めているのみならず、川越市の家族の所在地も承知していないなど、市委員会の審理には不足がある。

(2) 当選人の被選挙権の欠如について

ア 原決定で、当選人は平成13年11月に狭山市中央（以下「現住所地」という。）から東京都板橋区へ転出後、結婚、長男誕生の後、平成20年4月より2年間、

単身でモザンビーク共和国に赴任し、帰国後、平成22年5月に単身で現住所地に転入したとしている。しかし、平成23年6月に次男が誕生しており、帰国後も妻子と同居を継続していたことが認められ、当選人の生活の本拠は妻子が住む居住地にあった。

平成22年11月に妻子は川越市に転入したが、当選人は頻繁に妻子の家に帰っており、当選人の生活の本拠は川越市にある。

イ 原決定では、現住所地の家財道具は日常の生活を営むのに十分なものが揃えられているとしているが、それら家財道具のほとんどは亡くなった母の所有物と考えられ、これが現住所地に居住している証明にはならない。

ウ 電気、ガス及び水道料金の使用量は、事務所として日常使用していれば発生するものであり、特に平成26年12月以降は、4月の選挙準備期間中であり使用量の増加は当然である。

争 点

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項には、「日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」と、同法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定されている。

したがって、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である引き続き3箇月以上、すなわち平成27年1月26日から同年4月26日までの間、狭山市内に住所を有する者であるか否かが争点である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てにつきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めたのでこれを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。さらに、市委員会及び申立人に対して関係する証拠物件の提出を求めるとともに、申立人及び参加人には口頭意見陳述の機会を与え、申立人を含む関係人に対して証言及び申述を求めるなど、慎重に審理した。

1 住所認定についての解釈

住所については、民法（明治29年法律第89号）第22条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と規定され、特に「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）とされている。

また、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）とされ、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないのである」（平成9年8月25日最高裁判所判決）とされている。

さらに、「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解するのが相当である」（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）とされている。

このような観点から、平成27年1月26日から同年4月26日までの間における当選人の生活の本拠について判断する。

2 前提となる事実

- (1) 当選人は、平成13年11月に現住所地から東京都板橋区へ転出後、平成18年11月に結婚し、平成20年2月に長男が誕生した。
- (2) 当選人は、平成20年4月から約2年間、単身でモザンビーク共和国に赴任した。その後、平成22年5月に帰国し、単身で現住所地を住所とする転入届を提出した。
- (3) 平成22年11月に妻及び長男が東京都板橋区から川越市に転入した。
- (4) 当選人は、平成23年4月24日執行狭山市議会議員一般選挙（以下「前回選挙」という。）に立候補し、2,240票を得て25人中15位で当選した。
- (5) 平成23年6月に次男が誕生し、川越市に出生届が提出された。
- (6) 当選人は、本件選挙に立候補し、1,987票を得て31人中13位で当選した。

3 市委員会の弁明書の内容

(1) 審理の実施方法について

ア 口頭意見陳述は録音記録を取らなければならないという規定はなく、その旨は申立人も承知していた。また、口頭意見陳述終了後、申出人から録取書に陳述内容に相違ない旨の署名・押印を受けている。

イ 家族の居住地調査及び近隣住民への聴取調査については、狭山市市民部市民課に対し住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく調査を依頼しており、その中で行われる調査をもって委員会の調査に代えた。

ウ 関係人の出頭及び証言を含めた審理の実施方法の決定は選挙管理委員会の権限

である。

(2) 居住実体について

ア 次男の誕生は事実として認めるが、当選人が妻子と同居することの証左となるものではない。

イ 現住所地は当選人が生まれ育った実家であることから、その家財道具は家族の所有物であり、日常生活に必要なものは揃っていることを述べたものである。

ウ 現住所地の水道使用量については、仮に事務所として日常使用し川越市に戻る生活を前提として発生する水量としては、かなり多いものといえる。

4 申立人の反論書の内容

(1) 市委員会は当選人に関する東京都板橋区への住民基本台帳法による照会を怠り、また当選人の妻子が現在は川越市に住んでいることを把握しながらもその確認を怠っている。

(2) 当選人はモザンビーク共和国から帰国後、板橋区に妻子とともに居住しており、当選人の妻子が川越市に転入したのを機に、当選人も川越市に居住し、選挙用事務所として現在地の使用を開始した。

(3) 当選人の前回選挙及び本件選挙の選挙公報において経歴詐称があった。

5 当選人の自らの生活の本拠に関する証言

(1) 狭山市議会議員以外の活動について

ア 当選人は、狭山市内の空きテナントを利用して、同市内の企業、団体の協力により、近所の子供たちに体験講座を提供するNPO法人を運営し、自身が代表を務めている。

イ また、被災地の復興支援、成年後見制度の普及啓発、多世代交流や地域交流に関する狭山市内の各NPO法人に所属するとともに、メンバーとして参加しており、その他にも同市内の幾つかの団体に所属し活動を行っている。

(2) 現住所地における当選人の生活実体について

ア 単身で現住所地に居住しており、炊事、洗濯は現住所地で当選人自身が行っている。また、入浴も現住所地で行っている。

イ 日常的な買い物は、現住所地から徒歩2、3分の距離にあるスーパーマーケット（マルエツ入間川店）で行っている。

ウ 狭山市の可燃ごみの回収は月曜日と木曜日の週2回あるが、ごみを出す頻度は週1回程度である。

エ 現住所地で自治会に加入しており、行事等には積極的に参加している。

オ 銀行等の預金については、現住所地の近隣にある銀行の支店で定期的に入出金している。

(3) 川越市の妻子との関係について

ア 長男の出産を控えた平成19年頃に妻が川越市の実家に帰ったことをきっかけに、その後、当選人と妻は別居の状態が続いている。必ずしも別居していて不都合がなく、それぞれの生活を尊重するため、互いの理解の上、別居生活を続けている。

イ 川越市の妻子の家へは、毎月1回から5回、平均で月3回程度会いに行っている。子供の学校行事等にも出席している。

6 関係人の申述

(1) 当選人の妻に対し、証言を得るため当委員会への出頭を求めたが、指定期日には現れなかった。後日、川越市に住む当選人の妻の家において面接により申述が得られたところ、その聴取した内容を要約すると次のとおりである。

ア 妻は専業主婦であり、主に当選人の収入により生計を立てている。

イ 妻は東京都板橋区に居住していた時期から川越市の実家の両親の家を度々訪れており、平成22年に同市を住所とする転入届を提出した。

ウ 当選人と妻子とは、それぞれ狭山市と川越市で別々に暮らしている。

エ 別居している理由は、当選人は職業上、狭山市に住所を有することが必要であるが、妻は狭山市に住むことは考えていないためである。

オ 当選人は、平均して毎月3回程度、川越市の妻子を訪れているが、業務が多忙の場合には全く来ない月もある。当選人は妻子を訪れた際、家に泊まることはほとんどなく、また、家ではなく外で会うこともあった。

(2) 現住所地において、近隣住民に聴取調査を行ったところ、次の申述が得られた。

ア 当選人の居室について、当選人が住んでいる様子は窺える。

イ 来客の対応をしている声が聞こえることがある。

ウ 当選人の妻子は見かけない。

エ 当選人は駐車場を借りており、車が止まっていたり、出たりしている（調査当日、車は駐車されていなかった。）。

7 当委員会が認定した事実

市委員会及び関係人が提出した証拠物件並びに当委員会が収集した証拠物件から次の事実が認められる。

(1) 現住所地の土地及び建物は、登記簿上、当選人の母の名義となっている。

(2) 当選人の妻子の川越市における住所地の土地及び建物は、登記簿上、当選人の妻の名義となっている。

(3) 現住所地における電気、ガス及び水道の使用状況は以下のとおりである。

ア 電気の使用量

請求年月	使用期間	使用量
------	------	-----

平成26年10月	26.9.23～26.10.23	129 kWh
平成26年11月	26.10.24～26.11.22	129 kWh
平成26年12月	26.11.23～26.12.23	212 kWh
平成27年1月	26.12.24～27.1.22	310 kWh
平成27年2月	27.1.23～27.2.23	322 kWh
平成27年3月	27.2.24～27.3.22	215 kWh
平成27年4月	27.3.23～27.4.23	172 kWh

イ ガスの使用量

請求年月	使用期間	使用量
平成26年10月	26.9.5～26.10.8	15 m ³
平成26年11月	26.10.9～26.11.6	17 m ³
平成26年12月	26.11.7～26.12.4	30 m ³
平成27年1月	26.12.5～27.1.7	51 m ³
平成27年2月	27.1.8～27.2.4	40 m ³
平成27年3月	27.2.5～27.3.9	57 m ³
平成27年4月	27.3.10～27.4.7	40 m ³
平成27年5月	27.4.8～27.5.9	35 m ³

ウ 水道の使用量

請求年月	使用期間	使用量
平成26年11月	26.9.14～26.11.10	22 m ³
平成27年1月	26.11.11～27.1.10	29 m ³
平成27年3月	27.1.11～27.3.12	29 m ³
平成27年5月	27.3.13～27.5.15	27 m ³

(4) 当選人の妻子の川越市における住所地の電気、ガス及び水道の使用状況は以下のとおりである。

ア 電気の使用量

請求年月	使用期間	使用量
平成26年10月	26.9.3～26.10.3	148.5 kWh
平成26年11月	26.10.4～26.11.5	165.2 kWh
平成26年12月	26.11.6～26.12.4	210.1 kWh
平成27年1月	26.12.5～27.1.6	370.2 kWh
平成27年2月	27.1.7～27.2.5	366.9 kWh
平成27年3月	27.2.6～27.3.4	308.5 kWh
平成27年4月	27.3.5～27.4.2	220.6 kWh

イ ガスの使用量

請求年月	使用期間	使用量
------	------	-----

平成26年10月	26.9.13～26.10.17	13 m ³
平成26年11月	26.10.18～26.11.14	16 m ³
平成26年12月	26.11.15～26.12.12	21 m ³
平成27年1月	26.12.13～27.1.16	35 m ³
平成27年2月	27.1.17～27.2.13	30 m ³
平成27年3月	27.2.14～27.3.17	34 m ³
平成27年4月	27.3.18～27.4.15	24 m ³
平成27年5月	27.4.16～27.5.16	17 m ³

ウ 水道の使用量

請求年月	使用期間	使用量
平成26年11月	26.9.4～26.11.6	26 m ³
平成27年1月	26.11.7～27.1.6	27 m ³
平成27年3月	27.1.7～27.3.3	26 m ³
平成27年5月	27.3.4～27.5.2	26 m ³

8 当委員会の判断

申立人の主張について、次のとおり判断する。

(1) 申立理由(1)について

申立人は、本件選挙に係る異議申出の審理について、市委員会における口頭意見陳述の不備や調査が不十分であることを主張するが、異議申出の審理は職権審理主義に基づき行われるものであり、その審理における手段、方法等は法令に定めるものを除き市委員会の裁量の範ちゅうに属するものである。したがって、単に市委員会の審理の方法又はその適否を指摘する申立人の主張は認められない。

よって、申立理由(1)は理由がない。

(2) 申立理由(2)アについて

申立人は、平成22年11月に当選人の妻子は川越市に転居したが、当選人は頻繁に妻子の家に帰っており、当選人の生活の本拠は川越市にあると主張する。

埼玉県県民生活部共助社会づくり課が開設するホームページである埼玉県NPO情報ステーション(NPOこぼとんびん)で確認したところ、当選人は市議会議員としての公務の他に、「NPO法人まちのつながり推進室」の代表理事として狭山市内で活動を行っている。また、現住所地の自治会に加入しており行事にも参加する等、同市内で公私ともに地域に密着した生活を営んでいることが認められる。

日常の買い物は、当選人から提出されたレシートから、現住所地の近隣にあるスーパーマーケットで行われていることが確認でき、また、預金の入出金についても当選人から提出された預金通帳の写しにより、日常的に現住所地近隣の銀行支店を利用していることが確認できた。いずれも当選人の証言と一致しており、こうした点からも、当選人が現住所地で日常生活を営んでいることが認められる。

また、現住所地の近隣住民の申述においても、当選人が現住所地に居住していることを否定するものはなかった。

一方、当選人及び妻は、長男の出産を控えた平成19年頃から別居状態にあり、モザンビーク共和国からの帰国後も、平成22年5月に当選人のみが現住所地に転入し、同年11月には妻子が東京都板橋区から川越市に転入している。別居の理由について、当選人及び妻の証言は、これまでの互いの生活スタイルを変えたくないという点で一致しており、それぞれの意思のもと別居していることが認められる。

さらに、当選人は、これまで一度も川越市において住民登録を行ったことはなく、仮に同市に生活の本拠があるとすれば、相応の生活実体が生じるはずであるが、そのことを示す客観的な証拠や証言は得られなかった。

なお、申立人からは、当選人が頻繁に妻子の家に帰っており、当選人の生活の本拠が川越市にあるとする主張を裏付ける客観的証拠は提出されず、また、有効な証言もなく、その根拠は専ら伝聞及び推量の域にとどまっている。

よって、申立理由(2)アは理由がない。

(3) 申立理由(2)イについて

申立人は、家財道具は亡くなった母の所有物と考えられるため、現住所地に日常の生活を営むために十分な家財道具が備えられていることをもって、当選人が現住所地に居住している証明にはならないと主張する。

しかしながら、市委員会は家財道具の所在の事実について、現住所地に当選人の生活の実体があるか否かの判断材料の一つにしているに過ぎず、その所在のみをもって現住所地に当選人の生活の本拠があると判断しているものではない。

よって、申立理由(2)イは理由がない。

(4) 申立理由(2)ウについて

平成27年1月から同年4月の現住所地における電気、ガス及び水道の使用量については、単に事務所として使用したと考えるには使用量が多いと認められ、むしろ、その場所で当選人が洗濯や入浴なども含めた日常生活を営んでいると考えるのが自然である。

よって、申立理由(2)ウは理由がない。

なお、申立人は、反論書及び審尋において前回選挙及び本件選挙において当選人の選挙公報に経歴詐称があったと主張するが、「当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている(公職選挙法第251条)ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきである」(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)とされており、仮に申立人が主張するような違法な選挙運動の行為があったとしても、当委員会には、当該行為について違法であるか否かを判断する権限はなく、これまで当選人が公職選挙法第251条に掲げる刑に処せられることがない以上、当選人の当選が無効と

なるものではない。

以上のとおり、申立人の主張には理由がなく、原決定を取り消すべきとする申立人の審査の申立てについて、公職選挙法第216条第2項において準用する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成27年9月4日

埼玉県選挙管理委員会

委員長	滝瀬	副次
委員	石田	彰
委員	山本	晴造
委員	坂口	護